

条	改正前	条	改正後
<p>【個人情報の取扱いに関する規約】</p> <p>第7条 (当社の加盟する個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意) (当社が加盟する個人信用情報機関) 下記の1及び2の機関は相互に提携しています。 1.株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> ※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 2.株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (加盟先機関と提携する個人信用情報機関) 全国銀行個人信用情報センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 <a href="#">2-5-1</a> TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 *開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。</p>	<p>【個人情報の取扱いに関する規約】</p> <p>第7条 (当社の加盟する個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意) (当社が加盟する個人信用情報機関) 下記の1及び2の機関は相互に提携しています。 1.株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> ※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 2.株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (加盟先機関と提携する個人信用情報機関) 全国銀行個人信用情報センター 〒100-<del>8216</del> 東京都千代田区丸の内 <a href="#">1-3-1</a> TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 *開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。</p>		
<p>第13条 (お問合せ窓口)</p> <p>(1) 会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して当社所定の書面を当社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、当社所定の手数料を支払うものとします。会員等が当社所定の前記手続に従わない場合には、当社は、会員等の開示請求を受け付けません。</p> <p>(2) 会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第10条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。</p> <p>(3) 会員等から前二項の申出がなされた場合には、当社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求められることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)及び、印鑑証明書等(それらの写しを含む)並びに実印)の提示を求められることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。</p> <p>(4) 本条の各請求の具体的手続等については、当社ホームページ <a href="http://shinseifinancial.co.jp">http://shinseifinancial.co.jp</a> をご覧下さい。</p>	<p>第13条 (お問合せ窓口)</p> <p>(1) 会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して当社所定の書面を当社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、当社所定の手数料を支払うものとします。会員等が当社所定の前記手続に従わない場合には、当社は、会員等の開示請求を受け付けません。</p> <p>(2) 会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第10条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。</p> <p>(3) 会員等から前二項の申出がなされた場合には、当社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求められることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)及び、印鑑証明書等(それらの写しを含む)並びに実印)の提示を求められることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。</p> <p>(4) 本条の各請求の具体的手続等については、当社ホームページ <a href="https://shinseifinancial.co.jp">https://shinseifinancial.co.jp</a> をご覧下さい。</p>		
<p>- ●個人情報の取扱いに関する窓口 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ <a href="http://shinseifinancial.co.jp">http://shinseifinancial.co.jp</a></p>	<p>- ●個人情報の取扱いに関する窓口 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ <a href="https://shinseifinancial.co.jp">https://shinseifinancial.co.jp</a></p>		
<p>- 2020年5月21日改定</p>	<p>- 2021年11月23日改定</p>		

条	改正前	条	改正後
	カードローンの取扱いに関する規約 (一般規約)		カードローンの取扱いに関する規約 (一般規約)
第 2 条	<p>(カード及び ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 当社は、本契約が成立した後の取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。</p> <p>(2) 会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社の ID により顧客確認を行うものとします。</p> <p>(3) 会員以外の者がカード及び ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(4) カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。</p> <p>(5) 会員のカード、本条(2)の証明書又は ID により、取引が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。</p>	第 2 条	<p>(カード及び ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 当社は、本契約が成立した後の取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。<u>但し、当社の判断で ID を付与するみの場合もあります。</u></p> <p>(2) 会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社の ID により顧客確認を行うものとします。</p> <p>(3) 会員以外の者がカード及び ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(4) カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。</p> <p>(5) 会員のカード、本条(2)の証明書又は ID により、取引が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。</p>
-	2020 年 5 月 21 日改定	-	2021 年 11 月 23 日改定

条	改正前	条	改正後
	カードローンの取扱いに関する規約 (カードローン規約)		カードローンの取扱いに関する規約 (カードローン規約)
第4条	<p>(返済)</p> <p>(1) 会員は、約定返済日までに約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝祭日及び年末年始等の当社休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2) 会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを当社に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼書においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(3) 約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。</p> <p>(4) 約定返済日が月毎に規定されている<u>とき</u>、約定返済日より15日以上前に返済がなされた<u>場合</u>は、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。<u>また、自動振替による返済方法が選択され、約定返済日前14日以内に返済がなされた場合は、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされるものとします。</u>ただし、約定返済日よりも前に返済がなされた<u>場合</u>でも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p>	第4条	<p>(返済)</p> <p>(1) 会員は、約定返済日までに約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝祭日及び年末年始等の当社休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2) 会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを当社に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼書においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(3) 約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。</p> <p>(4) 約定返済日が月毎に規定されている<u>場合</u>、<u>約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし</u>、約定返済日より15日以上前に返済がなされた<u>とき</u>は、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。ただし、約定返済日よりも <u>15日以上</u>前に返済がなされた<u>とき</u>でも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>(5) <u>前項の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されており、自動振替による返済方法が選択され、かつ自動振替以外の方法により会員から返済がなされた場合の自動振替および約定返済日の取扱いは、以下のとおりとします。</u></p> <p><u>①約定返済日前14日以内かつ当社が金融機関に自動振替を依頼する日(以下「自動振替依頼日」といいます。)よりも前の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされないものとし、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとします。</u></p> <p><u>②約定返済日前14日以内かつ自動振替依頼日以降の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されますが、繰り越される前の当該約定返済日において約定返済額相当額の自動振替はされるものとし、任意弁済として残債務の弁済に充当されるものとします。</u></p>
-	2021年2月18日改定	-	2021年11月23日改定